

## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
ISA	05 電気	制定	C62922	一般照明用有機EL(OLED)パネル—性能要求事項—	Organic light emitting diode (OLED) panels for general lighting - Performance requirements	この規格は、一般照明用有機EL(OLED)パネルの性能要求事項について規定するものである。有機EL照明は、LED照明と同等の省エネルギー性能をもつ可能性があるとともに、光源そのものが面発光であることから拡散板などの部材を必要とせずに均一な面発光を実現することが可能である。このため、照明器具に組み込んだ場合に伴う光の損失がほとんどないことから、省資源・省エネルギーな光源として照明分野での普及が期待されている。IECにおいても一般照明用有機ELの標準化の必要性が強く望まれ、規格制定の検討が行われてきた。我が国は、照明用有機ELの技術開発において、世界をリードしてきたことから、IEC TC34の主要メンバーとして参加し、2016年11月に一般照明用有機ELパネルの性能に関する要求事項を規定するIEC 62922[Organic light emitting diode (OLED) panels for general lighting—Performance requirements]の発行に寄与し、その後、2021年8月にAmendment 1が発行された。このため、我が国においても一般照明用有機ELパネルの、性能確保及び品質向上などを図るため、国際規格を基礎としたJISを制定する必要がある。	この規格の制定によって、性能要求事項が標準化され、一般照明用有機ELパネルの性能及び品質が高まり、消費者保護の向上が期待できる。また、製品の普及段階から国際規格に整合した製品が生産・供給されるようになり、国際競争力の強化につながるるとともに市場における適正な評価が定着することによって、市場の拡大も期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般的注意事項及び試験条件 5 表示 6 入力電力 7 初期光学的特性 8 維持光学的特性 9 信頼性 10 制御装置設計のための情報 附属書C(規定)全光束の測定方法 附属書G(規定)平均輝度の測定方法	—	IEC 62922:2016、AMD1:2021	MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久性)  対象事項: 一般照明用有機EL(OLE D)パネル	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本照明工業会のWG	

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C1610	熱電対用補償導線	Extension and compensating cables for thermocouples	<p>【改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、熱電対用補償導線について規定しており、2012年に対応国際規格のIEC 60584-3のED2との整合を図り改正されたものである。対応国際規格のED3では、種類及び記号の追加、許容差の変更などが行われ、現行JIS C 1610との差異が発生しており、使用者に不都合が生じることとなった。このため、対応国際規格の変更に対応したJISの対応とするため、追補として改正する必要がある。</p>	改正を行うことによって、使用者の選択肢を増やすことが可能となる。本質安全防爆に関する補償導線の被覆の色を整合させ、使用者の安全に寄与することができる。	<p>(改正の場合)</p> <p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種類及び記号(簡条4)表1(種類及び記号)の種類にCを追加する。</li> <li>許容差(簡条5) クラス1及びクラス2を変更。補償接点温度及び測温接点の温度を変更。記号CCを追加する。</li> <li>電気抵抗(7.2) 記号CCを追加する。</li> <li>絶縁抵抗(7.3) 補償導線の保管状態を追加する。</li> <li>種類の色別(8.6.1) 本質安全防爆の色及びE熱電対の色を変更する。C熱電対を追加する。</li> </ul>	—	IEC 60584-3	MOD	<p>第2条の該当号: 1(種類、性能及び構造)</p> <p>対象事項: 熱電対用補償導線</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、カ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	
JSA	05 電気	改正	C1612	放射温度計の性能試験方法	Test Methods Radiation Thermometers	<p>【改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、標的の放射輝度を測定し、温度に換算して表示する放射温度計の性能の表し方及び試験方法について規定したものである。しかし、2000年に改正された後21年が経過し、その間に技術の進歩や市場に流通している製品との不整合が生じており、製造者独自の方法で試験されているため、試験方法の見直しが求められている。なお、IECでは、放射温度計の標準化活動が行われており、放射温度計の技術データに関しては、IEC/TS 62492-1及びIEC/TS62492-2が発行されており、技術データ取得のための試験方法が参考になるので、これを参照してJISを改正する。</p>	この規格を改正することによって、統一的な放射温度計の性能試験を実現することができ、使用者の利便性の向上につながる。また、IEC/TS 62492-1及びIEC/TS 62492-2を参照することによって、これらのTS文書のIS化の提案につながる。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適用範囲(簡条1) 現行JISに工業用の放射温度計であることを追加、単色放射温度計、部分放射温度計に絞り込む。</li> <li>用語及び定義(簡条3) 適用範囲に合わせて削除及び追加を行なう。</li> <li>試験(簡条5) IEC/TSの項目を追加する。</li> <li>表示(簡条6) 試験方法の規格とするため削除する。</li> <li>附属書1、附属書2及び附属書3を削除する。</li> <li>附属書(不確かさ)を追加する。</li> </ul>	—		無	<p>第2条の該当号: 4(試験方法)</p> <p>対象事項: 放射温度計</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、ウ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		一般社団法人日本電気計測器工業会のWG		

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8514	水溶液系一次電池の安全性	Safety of primary batteries with aqueous electrolyte	本規格は、水溶液系一次電池の正常使用時及び誤使用時における安全性を確保するために、必要な要求事項及び試験方法について規定している。 対応する国際規格は、見直しが行われたIEC 60086-5 (Safety of primary batteries with aqueous electrolyte) で、2021年にIEC 60086-5 Edition 5.0 が発行された。 対応国際規格の発行に基づき、改正することが望ましい。さらに、国際規格との整合性の観点からも、Edition 5.0と整合性のある改正が必要とされる。	国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、 a) 市場品質の向上 電池の評価基準値を規定することによって、より品質の高い製品の設計・製造が期待される。 b) 国際流通の活性化、我が国競争力の強化 国際統一規格と整合性をとるこの規格の改正によって、この規格を引用するJIS製品規格の国際整合性が上がり、結果として、国際統一規定の基の国内製品化を促進し、国際市場の競争力の強化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・電池・ボタン形・素電池の用語および定義の追加 ・試験評価基準(破裂・発火・漏液・弁作動)を追加 ・安全図記号:電池は、乳幼児の手の届かない所に置くを追加 ・附属書の追加:附属書Dとして安全図記号“電池は、乳幼児の手の届かない所に置く” 附属書Eとして誤飲防止パッケージ	—	IEC60086-5	MOD	第2条の該当号: 1(性能(安全性に限る。))  対象事項: 水溶液系一次電池	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの)	一般社団法人電池工業会のWG	